

番号 01486

登録識別情報等通知書

#368

自動車登録番号	登録年月日	初度登録年月	車台番号
	令和7年9月10日	平成13年1月	KR5110064
車名		型	式
カトウ	[051]	KR511	6D24

所有者の氏名又は名

所有者の住

自動車の種別	型式	自動車の種類	型式指定番号	型式区分番号	長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重	前軸重	後軸重
大型特殊	一	自家用	ホイール・クレーン	[072]	1A			39430kg	39485kg		
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	型式区分番号	長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重	前軸重	後軸重	
11.94	軽油			1244cm	300cm	364cm	19640kg			19790kg	
有効期間の満了する日	令和9年2月16日										

備考

〔和泉〕、一時抹消登録
自動車重量税 非課税
令和7年度エネルギー消費効率（JIS25モード燃費値）算定未了
＊保安基準緩和＊〔認定年月日〕平成12年9月25日〔関東運輸局〕1989〔緩和事項〕〔001〕長さ、〔002〕幅、〔004〕車両総重量、〔005〕軸重、〔006〕輪荷重、〔009〕接地圧、〔056〕隣接軸重、〔098〕一括緩和〔制限事項〕〔001〕自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。〔002〕自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。〔004〕自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。〔005〕自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。〔006〕自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。〔0

08〕自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。〔071〕自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。〔091〕運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。〔095〕自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。
以下余白

登録識別情報



令和7年9月10日

大阪運輸支局長

車両ID T94637F8206531

- 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
（新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。）
- 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人へ譲渡して下さい。

5127



(移動式クレーン) ~~休 止~~ 報 告 書

クレーン則第48条・52条・89条・93条・133条
137条・167条・171条・201条
ゴンドラ則第32条・36条

種 類 及 び 型 式	ジブが伸縮するホイールクレーン カトウKR50H・L油圧式	つり上げ荷重又は積載荷重	51 t
検 査 証 番 号	第 47006 号		
事 業 の 所 在 地			
事 業 の 名 称			
休 止 又 は 廃 止 の 理 由	海外転売のため		
検 査 証 の 有 効 期 間	9 年 1 月 22 日まで	廃 止 年 月 日	令和 7 年 8 月 28 日
休 止 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		

令和 7 年 9 月 4 日

設置者

岸和田 労働基準監督署長 殿

備考

- 表題の()内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラの別を記入し「休止」又は「廃止」のうち該当しない文字を消すこと。
- 「検査証の有効期間」の欄には、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
- 「廃止年月日」の欄は、廃止の場合のみ記入すること。「休止期間」の欄は休止の場合のみ記入すること。
- 報告の際は、検査証を添付すること。

